

雇児発0511第8号

平成27年5月11日

各 位

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



第30回男女雇用機会均等月間の実施に対する協力依頼について

雇用均等行政の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、昭和61年から男女雇用機会均等法が公布された6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等取扱いについて社会一般の認識と理解を深めているところです。

男女雇用機会均等法が施行されて30年を迎える本年は、依然として雇用均等室に寄せられる相談件数が多く、社会的な問題となっている妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止について、『職場のマタハラでつらい思い、していませんか?～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい!～』を月間のテーマとして、均等法令等のより一層の周知徹底に取り組んでまいります。

つきましては、本月間が有意義なものとなりますよう、その趣旨を御理解いただき、月間の実施につきまして、格別の御協力、御高配を賜りたくお願い申し上げます。

担当者

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
雇用均等政策課 均等業務指導室
社会参加支援係 福田
TEL 03-5253-1111 (7843)

(参考)

送付いたしましたリーフレットについては、各都道府県及び各市区町村の母子保健主管部局等にも併せて送付しておりますことを申し添えます。

また、以下文例をご参考いただき、広報誌やHP等の広報媒体に掲載いただくなど、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止及び相談窓口について幅広く周知、広報いただきますよう、お願い申し上げます。

文例1 ～妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止編～

<<6月は、男女雇用機会均等月間>>

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～

男女雇用機会均等法が施行されて30年を迎えますが、依然として、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いのトラブルは多く、社会問題となっています。

妊娠・出産・産休の取得等を理由として解雇すること、契約の更新をしないこと、退職を強要することなどは男女雇用機会均等法違反です。ご不明な点などは〇〇労働局雇用均等室へご相談下さい。(連絡先：下記一覧より付記)

文例2 ～雇用均等室 紹介編～

<<6月は、男女雇用機会均等月間>>

職場のマタハラでつらい思い、していませんか？

～「妊娠したから解雇」は違法です。雇用均等室にご相談下さい！～

妊娠・出産等を理由に解雇したり、退職を強要することなどは男女雇用機会均等法等で禁止されています。妊娠等を理由に不利益な取扱いを受けたり、困ったことがあったら〇〇労働局雇用均等室へご相談下さい。匿名でも受け付けており、相談は無料です。(連絡先：下記一覧より付記)

都道府県労働局雇用均等室連絡先一覧

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

第30回男女雇用機会均等月間実施要綱

1 趣 旨

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行されて30年を迎えるが、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあるが、依然として、第一子出産を機に約6割の女性が退職しており、管理職比率も低い水準にとどまる状況にある。

現内閣は、2020年までに指導的地位に占める女性の割合を30%とすることを目標に、女性の活躍推進を成長戦略の中核に位置づけているが、女性が、キャリアをいかして様々な職域・職階で活躍できるようにするためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、妊娠・出産等を理由に退職することなく、子供を産み育てながら、能力を高めつつ働き続けられる職場環境を整備していくことが不可欠である。

特に、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いや母性健康管理措置についての相談は引き続き高い水準で推移していることから、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等の徹底を図る必要がある。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

2 目標・主たる広報テーマ

- (1) 均等法及び省令・指針の一層の周知徹底及び履行確保、とりわけ妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止及び母性健康管理措置の周知徹底
- (2) 性別役割分担意識を払拭し、男女がともに豊かな生活と職業能力向上を両立できる職場環境整備が社会にとってきわめて重要であることについての社会一般への定着

3 期 間

平成27年6月1日から30日までの1か月

4 主 唱

厚生労働省

5 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

6 実施事項

(1) 周知・広報活動の実施

月間の趣旨や均等法の施行状況の記者発表を行うとともに、月間周知用ポスターの作成・配布を行うほか、各種媒体を通じ、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いが均等法上禁止されていること、及び事業主は妊娠中または出産後の働く女性が妊産婦健診を受けるための時間を確保し、その女性が医師等の指導事項を守ることができるための措置を講じる義務があることの周知や相談窓口が雇用均等室であることも含め広報活動を実施する。

(2) 協力依頼の実施

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等に対し、月間実施に係る協力を依頼する。また、使用者団体に対しては、傘下団体・会員企業等に対する男女均等取扱いのための各種取組を促すよう要請する。

特に、市町村の母子手帳交付窓口に対し、母子手帳交付時に働きながら出産しようとする女性に対するリーフレットの配布（昨年7月に依頼）を再度依頼する。

(3) 均等法に基づく指導の集中的実施

都道府県労働局雇用均等室において、男女均等取扱いの実現及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等の徹底のための事業主に対する指導を集中的に実施する。